



保存版

通勤手当の非課税限度額

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 通勤手当の非課税限度額について

実例) 従業員の通勤手当の非課税限度額について教えてください。

解説) 賃金規程等でその支給内容が定められる従業員の通勤手当は給与の一部ですので、社会保険の報酬月額に含まれます。ただし、所得税については、通勤方法と通勤距離により一定額まで非課税として取扱うことができます。よって、入社時に通勤方法と通勤距離は正しく申告していただきましょう。

1 か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乘せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

なお、通勤手当などの非課税となる限度額は、パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算します。

CHECK1 マイカー・自転車通勤者の通勤手当

マイカー・自転車などを使用して通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さです。）に応じて、次のように定められています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額の表（令和 7 年 4 月 1 日以後）

片道の通勤距離	1 か月当たりの限度額
2 キロメートル未満	(全額課税)
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,300 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300 円
55 キロメートル以上	38,700 円

CHECK2 電車やバスだけを利用して通勤している場合の通勤手当

この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額も、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には非課税の通勤手当に含まれますが、グリーン料金は最も経済的かつ合理的な通勤経路および方法のための料金とは認められないため含まれません。



最も経済的かつ合理的な経路および方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1 か月当たり 15 万円を超える場合には、15 万円が非課税となる限度額となります。

CHECK3 電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合の通勤手当

この場合の非課税となる限度額は、次の(1)と(2)を合計した金額ですが、1 か月当たり 15 万円が限度です。

- (1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の 1 か月間の通勤定期券などの金額
- (2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている 1 か月当たりの非課税となる限度額

参考 国税庁 <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2582.htm>